令和２年４月30日

各保護者　様

　保育所等利用者の雇用主　各位

那覇市こども教育保育課長

（公印省略）

**通常保育を休止し特別な事由に限定した保育の期間延期について**（通知）

　【第18報】

平素より新型コロナウイルス感染症予防対策にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

　さて、本市においては、感染症予防対策として国の要請に基づき、本日、小中学校の臨時休業を５月24日（日）まで延長したところです。

保育所、こども園等に関しては、原則開所とするとともに、現行のとおり、医療従事者等の社会生活を維持するために就業を継続することが必要な保護者等や、特別な事情のある保護者の児童に限定した保育（特別保育）の実施を継続することといたしました。

特別保育は、感染拡大を予防し、市民の皆様の最小限の社会生活基盤を維持するための教育保育施設の機能維持を目的としております。

保護者の皆様並びに保育所等を利用する保護者の雇用主の皆様へ、通常保育が休止となることについての、さらなるご理解とご協力をお願いいたします。

なお、今後の状況の変更があった場合は、対策の強化等を図る予定です。

記

　１、保育対象は、**保護者の全員が次の場合で、かつ休暇の取得が困難な場合**とします。

　　(1) 社会生活を維持する上で必要な業務に従事する必要がある方

(2) 運営の継続が求められている社会福祉施設等で従事する必要がある方

(3) その他、真にやむを得ない事情がある方

※両親が医療従事者のご家庭につきましては、園までご相談ください。

　　　　※詳細は、裏面のガイドラインを参考にし、ご不明な点、お困りの点がございましたら、こども教育保育課までご相談ください。

　２、実施期間　５月７日（木）～　５月24日（日）

　　　　　　　　※延期等につきましては、５月20日（水）を目途にお知らせいたします。

特別保育に関する問い合わせ先

那覇市こども教育保育課

指導主幹　名渡山　よし乃

電話：８６１－２１１３

保育料等に関する問い合わせ先

那覇市こどもみらい課

　　　　保育グループ各担当

電話：８６１－６９０３

**特別保育の対象となる職種のガイドライン**

**特別保育は、保護者全員（両親等）が下記に該当し、かつ休暇の取得が困難な場合**

**１、社会生活を維持する上で必要な施設の従事者**

|  |  |
| --- | --- |
| 施設の種類 | 内　　　訳 |
| 医療施設 | 病院、診療所、薬局　等 |
| 食料品販売施設 | 卸売市場、食料品売場、コンビニエンスストア　等 |
| 食事提供施設 | 食堂等の飲食店、（宅配・テークアウトサービスを含む。） |
| 宿泊施設関係 | 寄宿舎又は下宿　等 |
| 交通機関等 | バス、タクシー、モノレール、船舶、航空機、 物流サービス（宅配等）　等 |
| 生活必需物資製造工場等 | 食品等の工場、作業場　等 |
| 金融機関・官公署等 | 警察、消防、官公署、銀行､証券取引所､証券会社､保険事務所　等  ※在宅勤務等で家庭保育可能な場合を除く |
| その他 | メディア、葬儀場、銭湯、質屋、獣医、ごみ処理関係　等 |

**２、社会福祉施設等の従事者**

|  |  |
| --- | --- |
| 施設の種類 | 内　　　訳 |
| 社会福祉施設等 | 保育所、こども園、小規模保育事業所、放課後時児童クラブ　等 |
| 介護老人保健施設その他これらに類する福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設 |

**３、その他、真にやむを得ない事情がある場合**

上記1，2には該当しないが、ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な場合や、保護者の疾病や看護、介護、多児育児等で家庭での保育がどうしても困難な場合など、各施設がやむを得ないと判断した場合。